

近江八幡市営住宅マスタープラン等検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年11月6日

近江八幡市長 小西理

近江八幡市営住宅マスタープラン等検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近江八幡市営住宅マスタープラン及び近江八幡市営住宅長寿命化計画（以下「マスタープラン等」という。）を策定し、並びに今後の市営住宅のあり方について検討するため、近江八幡市営住宅マスタープラン等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) マスタープラン等の策定及び改定に關すること。
- (2) 市営住宅の今後のあり方に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める市営住宅に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民代表
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市営住宅課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。